・全症例において特定原材料7品目は77.0%(3,733名)を占め、特定原材料等20品目を含めると94.5%(4,584名)を占めた。また、ショック症例524名において、特定原材料等20品目を含めると94.0%(4,584名)を占めた。以上は特定原材料70品目が、我が国のアレルギー食品表示の管理対象として十分なカバー率であることの証左である。

毎月発行 第127号

予定についてまとめてみたいと思います。針を公表しました。改正の背景と、今後のるみの義務表示対象品目への指定」する方ーモンドの推奨表示対象への追加」と「く会食品表示部会において、消費者庁は「ア 2019 年7月5日 内閣府消費者委員

背景と調査結果について

レルギーによる健康被害の全国実態調査 しいギーによる健康被害の全国実態調査 の背景にあります。 2019 年5月31日、 「即時型食物ア

アレルゲンの推奨表示対象に"アーモンド"を追加 "くるみ"は推奨から義務化へ

以下のとお

りまとめられています。報告書をもとにした考察は、

て「考察および結論」より〉

<アレルギー物質を含む食品の表示について「検討課題」より>

原因食物	区分	24年度	27年度	30年度	対応	
くるみ	臨時型 症例数	40	74	251	義務化を視野に 入れた検討	
	ショック 症例数	4	7	42		
アーモンド	臨時型 症例数	0	14	21	推奨品目への追加検討	
	ショック 症例数	0	4	1		

は注視しておく必要がある。木の実類アレルギー患者の急激な増加水の実類アレルギー患者の急激な増加を表示対象への追加を検討する必要性奨表示対象への追加を検討する必要性である。 いといえる。

と比べても、症例数においても十分に多多く、2期連続して特定原材料等に格上げまでに中途より特定原材料等に格上げまでに中途より特定原材料等でないとなったバナナ、カシューナッツ、ゴマとなったバナナ、カシューナッツ、ゴマー・アーモンドは前回調査でも、特定原材料等でカバーされない食物の中で一番料等でカバーされない食物の中で一番



発行所 株式会社ラベルバンク 大阪市淀川区西中島 5-12-8 新大阪ローズビル 6F TEL:06-6838-7090 FAX: 06-6838-7091 http://label-bank.co.jp/ support@label-bank.co.jp

第 127 号

特定原材料等		理由	表示の義務
特定原材料	えび、かに、小麦、そば、 卵、乳、落花生	特に発症数、重篤度から 勘案して表示する必要性 の高いもの	表示義務
特定原材料に準ずるもの	あわび、いか、いくら、 カレンジ、カシューツ、 リン・キウイフルでま、だけ、 内、なるみ、鶏肉、バナナ、 をは、大まつたけ、も、 でまいも、 りんご、 チン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの	表示を推奨 (任意表示)

なお、「アレルギー物質を含む食品の表示について、消費者庁」」は内閣府消費者委員会のホームページ上で、「食物アレルに掲載されています。全症例数における各原因食品(鶏卵、牛乳、小麦等)の割合や、上に掲載されています。全症例数における各原因食品(鶏卵、牛乳、小麦等)の割合や、できます。食品表示の実務担当者におかれては、規則改正情報や原材料情報などの技合のでは、規則改正情報や原材料情報などの大できます。食品表示の実務担当者におかれては、規則改正情報や原材料情報などの表では、規則改正情報や原材料情報などの表では、規則改正情報や原材料情報などの表した。事故時の対応により役立つものとなるのではよりでは、アレルギー物質を含む食品の表記が表示によりでは、アレルギー物質を含む食品の表記が表示によりでは、アレルギー物質を含む食品の表記がます。

| Implied to the control of the co 現状の制度について

しょう

原 対象を含めた27品目を表示している場合は、規格書管理の段階から「アーモンド」 の項目の追加をする必要があります。また 海外の多くの国のアレルゲン表示制度で は、くるみやカシューナッツ、アーモンド」 等を「Tree Nuts (木の実)」として表示する ため、原材料規格書も多くの場合で Tree Nuts として管理されています。とりわけ 海外からの輸入原材料を使用する場合で Tree Nuts として管理されています。とりわけ 海外からの輸入原材料を使用する場合で Tree Nuts として管理されています。とりわけ 海外からの輸入原材料を使用する場合で Tree トルボー物質を含む食品の表示している場 が必要な改正と言えますので、消費者庁資 料プアレルギー物質を含む食品の表示している場 が必要な改正と言えますので、消費者庁資 料プアレルギー物質を含む食品の表示している場 が必要な改正と言えますので、消費者庁資 料プアレルギー物質を含む食品の表示している場 が必要な改正と言えますので、消費者庁資

今後の予定 今年の秋に施行される見込みです。 今年の秋に施行される見込みです。 今年の秋に施行される見込みです。 今年の秋に施行される見込みです。 今年の秋に施行される見込みです。 今年の秋に施行される見込みです。

参考:アレルギー物質を含まるロのでにも関する https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshik/syoku hinnyouj/doc/190705_shiryou4.pdf 食物アレルギーに関連する食品表示に関する https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling /food_sanitation/allergy/pdf/food_index_8_190531 _0002.pdf

るのではと思います

川合



書籍発売のお知らせ



新訂版

基礎からわかる

食品表示の法律・実務ガイドブック

食品メーカー様・販売業者様向けのリスク対応のバイブルとして、2014年に出版された「基礎からわかる新・食品表示の法律・実務ガイドブック」。ご好評につき、この度、新訂版が発売されることになりました!弊社は、前回に引き続き、第2部と第3部を書かせていただきました。よろしければ、お手に取ってご覧いただければ幸いです。



株式会社ラベルバンク 執筆書籍ページ https://ssl.label-bank.co.jp/column/book.html

『新訂版 基礎からわかる食品表示の法律・実務ガイドブック』

著者名:石川直基、的早剛由、株式会社ラベルバンク

出版社:第一法規株式会社

発売日:2019年8月8日(発売日は前後する場合がございます)

価格:3,672円(本体:3,400円)

第1部 食品表示規制の概要とコンプライアンス

第1章 食品表示に関する法律全般

第2章 食品表示法

第3章 食品衛生法その他食品表示に関する法律

第4章 食品表示基準のこれまでの課題と今後の課題

第5章 食品表示におけるコンプライアンス

弊社著

第2部 食品表示実務の考え方とミス防止のポイント

第1章 食品表示を間違えないために

第2章 表示作成・チェックを始める前に知っておきたいこと

第3部 事業者による食品表示作成・チェック実務のポイント

第1章 作成の進め方

第2章 チェックの視点

第3章 チェックの進め方

第4部 食品の表示事故防止体制づくり~安全・品質管理に向けて~

第1章 自社の「事故防止体制づくり」のポイント

第2章 目指せ 100点満点食品表示

第5部 食品表示に関する資料

1 食品表示法・食品表示基準の内容と構造

2 食品表示に係る主な法令、通知・ガイドライン等

3 「食品表示基準 Q&A」の内容

今月の「お気に入り」言葉

God gives the nuts but he does not crack them.

神はクルミを与えてくださるが、それを割ってはくださらない。

- Franz Kafka

